

東京清掃労働組合

一組総支部通信

一組総支部
事務局
一組本庁支部内
fax6238-0504
tel6238-0502
e-mail
seisou-ichkumi
@w7.dion.ne.jp

執行委員長
岡沢 徹
副委員長
教宣担当
内山健司
編集
教宣部長
福田雄一

本部 一組総支部

夏季一時金削減の勧告妥結

今後の賃金確定交渉において重要な課題

団体交渉で撤回を求める行動を展開!

勧告内容

早くも半年が経過しようとする時期に来て、景気回復は、おぼつかない今の社会の状況が、当面の間は続くと言われている。異常事態のダブル景気で夢を見た生活感が忘れかけている中で、現実を見れば、働く意欲を失うほど、厳しい雇用条件の壁が立ち塞がる。世界同時不況の波は、

になった。約2700社の職種別給与を抽出し、国、都、各自治体との比較をすることになった。5月18日、東京清掃労働組合は、区政会館において団体交渉を行った。この中で、特別調査の方法では、実地調査ではなく、通信調査であること、不確定要素が発生する等、特別区は、このデータを組み入れての提案は、有効ではないのかと反論した。当局は、社会情勢を重

それぞれ次に定める月数とする。
①一般職員（再任用職員以外の職員）
期末手当 1.200月
勤続手当 0.700月
②一職職員（再任用職員）
期末手当 0.650月
勤続手当 0.325月
(2) 本来、平成21年6月に支給すべきものとして定められている期末手当及び勤続手当の支給月数と、(1)による期末手当及び勤続手当の支給月数との差に相当する

議員立法で給与改革の攻撃も

国内大手企業の賃上げ交渉でも、4年ぶりにセロ回答が出され、定期昇給や諸手当の凍結など、労使とも厳しい姿勢での対決となっている。自動車、電機関連、どれをとっても、個人消費が落ち込む流れが顕著であり、誰もが、経済の行方を見守っている状況である。

平成21年6月に支給する期末手当及び勤続手当に係る特別区人事委員会勧告及び23区統一交渉における確認内容等を踏まえ、23区との均衡を図る観点から下記の措置を講ずる。

5月25日に、第四回中央委員会が開催され、確認するに至りました。夏季一時金の特別措置による減額提案、納得できるものではないが、諸般の事情等を考慮し、やむなしと判断。2009年夏季一時金の特別措置

要約内容

人事院は、今年の夏季一時金について、現状の景気の悪化を受け止め、民間企業の一時金が、前年度を大きく下回ると見て、調査に乗り出すこと

内容 (1) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤続手当の支給月数は、現行の規定に関わらず、次に掲げる職員区分に応じ、

この間、団体交渉、専門委員会交渉の場で、減額提案の再考を強く求めましたが、区長会当局が態度を変えようとはしていません。提案どおり、減額が実施されれば、組合員の生活設計に与える影響が極めて大きいことから、各中央委員からは様々な意見が挙げられました。民間労働者の夏季一時金を取り巻く実態や、国や他自治体における妥結状況を考慮し、苦渋の判断で提案を受けられ、諸般の事情等を考慮し、極めて不本意ではありますが、了承することを、やむなしと致します。

一組総支部の要請

4月30日、人事院は「夏季一時金0.2月減額（再任用職員は0.1月）と一部凍結」という特別措置の勧告を行った。さらに5月11日、特別区人事委員会は、人事院の信頼性のない特別調査結果に基づいた勧告を「国や他団体との均衡を図る」としてそのまま特例措置について勧告した。これに対して特別区長会は我々の要請にもかかわらず、5月18日、

東京清掃労働組合に対し、「この時期に異例の勧告を行ったことを重く受け止める」として、期末手当0.15月、勤続手当0.05月併せて0.2月（再任用職員は0.15月と0.05月併せて0.1月）の減額提案を、不当にも行った。そもそも、人事委員会等の勧告制度は我々、公

務員の労働基本権を剥奪した代償に設けられたものであり、制度上充分な調査と検討が第三者機関として行われた上で勧告の区長会の提案について、認めるわけにはいかない。今回の特別区人事委員会勧告は、単に政治的圧力に屈した国の人事院に追随し、人事委員会の役割と責任を放棄したものであり、精

生活を直撃する内容であり、認めるわけにはいかない。

0.05月併せて0.2月（再任用職員は0.15月と0.05月併せて0.1月）の減額提案を、不当にも行った。そもそも、人事委員会等の勧告制度は我々、公

確性に欠け、とも信頼できる内容とはなっていない。公務員労働者、とりわけ東京二十三区清掃一部署務級組合に働く我々の賃金については、今回のような制度をないがしろにした勧告に、追随するだけの区長会の提案について、認めるわけにはいかない。今回の特別区人事委員会勧告は、単に政治的圧力に屈した国の人事院に追随し、人事委員会の役割と責任を放棄したものであり、精

の捻出など、組合員及び家族の生活を直撃するものとなる。東京二十三区清掃一部署務級組合は人事院勧告に追随しただけの特別区人事委員会の臨時勧告による夏季一時金等の減額を行わないよう強く求めるものである。以上要請する。



毎日の生活を守る



臨海副都心部

金をかけるべきが多く、東京で開催する意義を感じない、交通手段や道路がせまい渋滞するなど、示された。これに対し、オリンピック招致委員会の電話によるアンケートでは、賛成が、80%強に近い数字という。確かに、招致するためにかかる費用は、最終的にすべて計算すると、数百億とも言われている。果たして、どんなものなのか。過去の東京オリンピックのような、経済革命、道路整備、組織を変えるほどの力を出し切れるかが焦点になるかも。

活動予定と日程

- 6月5日 一組総支部 常任執行委員会
 - 6日 本部組織集会
 - 7日 本部組織集会
 - 12日 一組総支部 執行委員会
 - 17日 一組総支部 常任執行委員会
 - 24日 一組総支部執行委員会
 - 26日 一組総支部支部委員会
- 主な取り組み
文化厚生活動の推進、親睦、交流野球、ボウリング大会の実施、意見集約 組織対策、人勤問題異動問題、安全衛生課題、育児休暇等 労働災害

えんとつ

一組総支部交渉

2016年の東京五輪の開催に向けて、招致活動が、活発になっていくが、反対する人も少なくない。民放連は、関東地域のラジオ視聴者アンケートを実施した。それによると、招致に賛成が、46%で反対が48%であった。これは、約6000人の東京都内ラジオ局の調査により、判明した。30代と40代が中心に回答。男女の割合は、男性が70%、女性が30%である。反対の意見では、「他に

私たちが、人事院がわずか14%の事業者数しか調査できていないにもかかわらず、特別勧告をした。そして国の指導を受けて、特別区人事委員会

この間、団体交渉、専門委員会交渉の場で、減額提案の再考を強く求めましたが、区長会当局が態度を変えようとはしていません。提案どおり、減額が実施されれば、組合員の生活設計に与える影響が極めて大きいことから、各中央委員からは様々な意見が挙げられました。民間労働者の夏季一時金を取り巻く実態や、国や他自治体における妥結状況を考慮し、苦渋の判断で提案を受けられ、諸般の事情等を考慮し、極めて不本意ではありますが、了承することを、やむなしと致します。